

マイナンバーカード

2021年3月(予定)から

防衛省共済組合員証及び防衛省共済組合被保険者証として利用できます。

マイナンバー
カード

防衛省共済組合
組合員証
健康保険証

■マイナンバーカード健康保険証申請 (マイナンバーカードをお持ちの方)

(引用リンク先: マイナポータル^{*1})

健康保険証として
利用申し込み

リンク
ページ

■マイナンバーカード取得手続き

(引用リンク先: マイナポイント事務局ホームページ^{*2})

マイナンバーカード
まだ取得されていない方へ

リンク
ページ

■マイナポイント

(引用リンク先: マイナポイント事務局ホームページ^{*3})

お買い物ポイント
上限**5,000**円分

リンク
ページ

■マイナンバーカード安全性

(引用リンク先: 総務省^{*4})

なりすましできない
個人情報盗まれない

リンク
ページ

Q. マイナポータルとは何ですか？

A. マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとするワンストップの行政手続きや行政機関からのお知らせ確認ができます。

Q. マイナポータルで何ができるようになるのですか？

A. マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下のとおりです。

1. やりとり履歴（情報提供等記録表示）

行政機関での自己情報（自分の特定個人情報）のやり取りの記録を確認できる。

2. あなたの情報（自己情報表示）

行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる。

3. お知らせ

行政機関などから個人に合った通知を確認できる。

4. 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる。

5. 子育てワンストップサービス

地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる。

6. 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる。

7. もっとつながる（外部サイト連携）

外部サイトを登録することにより、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる。

Q. 市区町村には、どんな手続きがマイナポータルからできますか？

A. お住まいの市区町村により手続きは異なります。

「ぴったりサービス」の検索機能から、マイナポータルで申請可能な手続を確認することができます。

Q. マイナポータル利用者登録について、どうしたらマイナポータルを使えるようになるのですか？

A. マイナンバーカード取得後、マイナポータルアプリ対応（マイナンバーカード読取対応）のスマートフォンからアプリをインストールします。スマートフォンからマイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を読み取ってログインを行い、「利用者登録（アカウントの設定）」を行ってください。

※ 対応スマートフォンの機種一覧はこちら

https://faq.myna.go.jp/tmsself19/faq/faqDisplay.do?kb_id=314

※ タブレットからマイナポータルは利用できません。

※ パソコンを使ってマイナポータルを利用する場合、マイナンバーカードの読み取りができるICカードリーダーを用意する必要があります。詳細は公的個人認証サービスのサイトをご覧ください。

Q. パソコンやマイナンバーカードの読取対応スマートフォンを持っていない人は、マイナポータルをどのように利用すればいいですか？

A. マイナポータルを利用できるパソコン端末が各市区町村に配置されます。配置場所については、各市区町村にお問い合わせください。

<マイナンバーカードの健康保険証利用について>

Q. マイナンバーカードを健康保険証として利用すると何が変わるのでしょうか？

A. 自衛隊隊員が別の基地に異動した場合、扶養親族に変更があった場合は、新しく健康保険証を発行します。この場合、発行までの間、健康保険証が使用できません。マイナンバーカードがあれば、健康保険証の切り替え手続き後、新しい健康保険証の発行を待つことなく、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

また、マイナポータルから薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報などを閲覧できるようになります。

さらに、本人の同意を得たうえで、薬剤情報、特定健診情報を医療関係者に提供することにより、より良い医療を受けることができるようになります。

Q. マイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用出来るのでしょうか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルから「健康保険証としての利用申し込み」の登録をすることが必要です。

Q. マイナンバーカードを持てば、健康保険証は持たなくてもいいですか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局の場合、健康保険証がなくても利用できます。マイナンバーカードを利用できない医療機関・薬局では、引き続き、健康保険証が必要です。

Q. マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか？

A. 厚生労働省ホームページなどで掲載される予定です。また、マイナンバーカードを利用できる医療機関・薬局においては、ポスター等の掲示が行われる予定です。

Q. マイナンバーカード利用により窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか？

- ・ 保険者証類
健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証
高齢受給者証等
- ・ 被保険者資格証明書
- ・ 限度額適用認定証/限度額適用
- ・ 標準負担額減額認定証
- ・ 特定疾病療養受療証

等の持参が不要となります。

なお、限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後、マイナンバーカードを利用できる医療機関では、申請なしに限度額が適用される予定です。

Q. 令和3年3月からは、健康保険証は使えなくなりますか。

A. 従来どおり健康保険証でも受診できます。

Q. マイナンバーカードを忘れたらどのようにしたら良いですか？

A. 健康保険証をご提示ください。健康保険証も持参していない場合、現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。

Q. 医療機関・薬局の受付でマイナンバーカードを預けるのですか？

A. 医療機関・薬局の窓口でマイナンバーカードを預けることはありません。

Q. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

【引用リンク先】

※1.

https://myrna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys_form

(2020年9月1日に利用)

※2. <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/>

(2020年9月1日に利用)

※3. <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

(2020年9月2日に利用)

※4. https://www.soumu.go.jp/main_content/000694738.pdf

(2020年9月1日に利用)

※FAQ

FAQについては次のサイトを参照して作成。

- ・「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」（内閣府）

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/myrna/index.html>

- ・「マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について）」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html